

[事案 21-89] 契約転換等無効確認請求

・平成 22 年 9 月 29 日 裁定打ち切り

< 事案の概要 >

転換契約については十分な説明がなく、また新規契約については全く説明を受けていないとして、転換契約の転換前契約への復元と、新規契約を無効として既払込保険料を返還することを求め申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成元年に加入していた定期付終身保険について、平成 20 年 3 月に 5 日目からの入院特約を 1 日目から保障される入院特約へ変更することを希望したところ、契約転換をさせられ、定期保険特約がなくなり、終身保険も減額されるなど、死亡保障が削られた。この保障削減についての説明はなく、また既往症について新たに告知を行うことにより保障範囲が狭められる恐れがあること等についても説明がなかった。契約転換を無効とし転換前契約に戻してほしい。

また、同年 6 月に新規に加入したことになっている養老保険については、何らの説明も受けたことがなく、この保険のために医師の診査を受けたこともない。保険設計書も渡されておらず、保険証券等の印影は長らく使用せず使用しないものと決めている印によるものであり、自分は捺印していない。本件契約は、契約者の意思によらないもので無効とし、払い込んだ保険料を返還してほしい。

< 保険会社の主張 >

下記理由により、転換契約の転換前契約への復元と養老保険契約の取消しによる保険料の返還請求に応ずることはできない。

- (1) 転換契約については、営業担当者は募集資料を用いて、転換前契約の保障内容のまま更新した場合には保険料が高くなること、提案した転換契約によると死亡保障は減るものの保険料の上昇を抑えながら短期入院保障が得られることなどについて説明した。申立人も説明内容を理解した旨の発言をするなどしており、十分に契約内容を理解した上で契約をしたものであるから、なんら契約上の瑕疵はない。
- (2) 養老保険については、当初医療保険を提案したものの、引受査定の結果、養老保険でなければ引受けが出来なかったものであり、養老保険の契約締結にあたっては、あらためて重要事項や商品内容の説明を行い、申立人も十分に内容を理解した上で申込書・意向確認書に自署・押印をしたものであって、なんら契約上の瑕疵はない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立てを受理し審理を行い申立人の事情聴取を予定していたが、申立人が逝去した。申立人逝去の場合、法律上、申立人の相続人と保険金受取人間で利害が対立する場合があって、法律関係が複雑化する恐れがあること、さらに本件においては当事者である申立人本人からの事情聴取が必須であるが、これを実施することができないことから、生命保険相談所規程第 38 条 1 項(4)により、裁定手続きを打ち切ることとした。